(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 実行可能性調査及び開発調査の実施
(ii) 政策及び最良の慣行に関する情報の交換
(iii) 専門家の交流の奨励
(iv) 研修プログラムの提供
(v) セミナー及び研究集会の開催
(vi) 技術援助
(vii) 国際的かつ高度な任意規格の導入による技術の普及
(viii) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・三条　中小企業

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(c)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 中小企業の革新的な活動の促進（知的財産の創造、保護及び利用のための支援を含む。）
(ii) 中小企業の経営、競争力及び技術的能力の強化
(iii) 人材養成
(iv) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 政策及び最良の慣行に関する情報の交換
(ii) 専門家の交流の奨励
(iii) 研修プログラムの提供
(iv) セミナー及び研究集会の開催
(v) 両締約国政府が合意するその他の形態

注釈　この条の規定の適用上、「中小企業」には、零細企業を含む。

第五・四条　貿易及び投資

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(d)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 貿易及び投資の促進
(ii) サービス分野の発展の促進
(iii) 独立行政法人日本貿易振興機構又はその後継機関とモンゴル投資庁又はその後継機関との間の協力の奨励
(iv) 人材養成
(v) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 両締約国間の貿易及び投資並びに関連する業務の更なる促進のための貿易及び投資（投資環境及び企業に関係する法令を含む。）に関する意見及び情報の交換
(ii) 貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のための専門家、研修生及び研究者の交流の奨励
(iii) 貿易ミッション、貿易見本市、セミナー、事業取引のあっせんの催し及び展示会の開催並びにこれらへの参加の奨励
(iv) 政府職員の能力の開発
(v) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・五条　公共基盤、建設及び都市開発

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(e)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 海運の導入
(ii) 空港の質の改善
(iii) 高度道路交通システムの導入及び開発
(iv) 車両に関する安全基準の向上
(v) 道路及び輸送についての監視能力及び監督能力の向上
(vi) 道路及び輸送の分野における研究及び開発の能力の強化
(vii) 次の事項のための技術の導入
(A) エネルギー効率
(B) 耐震
(C) 建設廃棄物の再使用及び再生利用
(D) 飲料水の処理用及び浄化用の薄膜
(viii) 建築の安全に関する規則、規制及び執行の制度の改善
(ix) 人材養成
(x) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 空港周辺の都市の開発に関する共同研究
(ii) 意見及び情報の交換
(iii) 専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化
(iv) 研修プログラムの提供
(v) セミナー及び研究集会の促進
(vi) 技師及び技術者の能力の開発
(vii) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・六条　科学技術及び知的財産

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(f)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) イノベーションの奨励
(ii) 先端科学技術
(iii) イノベーション及び経済成長のための知的財産権の利用
(iv) 国境における知的財産権の行使の分野での能力の開発
(v) 著作権及び関連する権利を集中管理する団体の能力の開発
(vi) 高度な知識及び技能を有する人材の養成
(vii) 両締約国政府が合意するその他の範囲